金杜律师事务所
KING&WOOD

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心办公楼东塔18层 邮编

18F, East Tower, World Financial Ce
1 Dongsanhuan Zhonglu, Chaoyang
District Beijing, 100020, PRC

T +86 10 5878 5588
F +86 10 5878 5566

www.kingandwood.com

2026 年 4 月 1 日

連絡先：
金杜法律事務所
特許部　パートナー弁理士　馬　立栄（日本語可）
北京市朝陽区東三環中路 1 号環球金融中心弁公楼 18 階
malirong@cn.kingandwood.com
D: +86 10 5878　5120 | M: +86 13641661068（中国） | M: +81 80 5912 5678（日本）

政策とニュース

国家知識産権局、2026 年立法作業計画を発表

2026 年 2 月 4 日、国家知識産権局事務局は『国家知識産権局 2026 年立法作業計画』を発表した（*参照リンクはこちら*）。

- 国家知識産権局の 2026 年立法作業では、主に以下の内容が計画されている。

  1）専利審査制度の最適化について、「専利優先審査管理規則」を改正し、専利優先審査制度をさらに整備し、審査の質と効率を向上させる。『集積回路レイアウト設計保護条例』の改正プロセスに合わせて、『集積回路レイアウト設計保護条例実施細則』を改正・整備し、集積回路に関する知的財産権の保護を強化する。

  2）商標法制度の整備について、立法機関と協力して『中華人民共和国商標法』の改正プロセスを推し進め、法に基づき商標の管理と保護を強化する。経済社会の発展を促進する役割を商標に十分発揮させるとともに、『中華人民共和国商標法実施条例』の改正に関する研究・論証を加速し、関連法体系を整備する。

  3）地理的表示制度の構築について、『地理的表示条例』の研究と起草を推進し、地理的表示の制度システムを整備し、局内の党組織から任されたその他の立法任務を遂行し、体系的・科学的・規範的な知的財産権法体系を形成する。

- 新興分野の知的財産権に関する立法作業を加速し、知的財産権法制度の系統性、整合性、協調性、適時性を継続的に高め、知的財産権に対

するより強力な法的保護を支柱として、知的財産権強国の建設を着実に推進する。

最高人民法院、「科学技術イノベーションに関する知的財産権の司法保護の強化」に関する指導的判例を発表

2026 年 2 月 28 日、最高人民法院は記者会見を開き、「科学技術イノベーションに関する知的財産権の司法保護の強化」に関する専門的な指導的判例（第 49 巻）（以下「判例」、*参照リンクはこちら*）を発表した。「判例」は、科学技術イノベーション分野における知的財産権の裁判実務に焦点を当てたものであり、その主な内容は以下のとおりである。

- 「判例」発表の背景と、知的財産権司法保護の成果：2021 年から 2025 年までに、全国各レベルの裁判所では知的財産権に関しさまざまな一審事件を終結させた。その数は計 250 万件以上であり、それ以前の 5 年間と比べて 64.44%増加した。「判例」には、先端ハイテク分野に関わる紛争の継続的な増加、独創的なイノベーションに関わる紛争の割合の継続的な増加、紛争主体の多様化という 3 つの大きな傾向が見られる。現在までに裁判所は、知的財産権に関する指導的判例を 39 件発表しており、判例データベースには関連する参考判例が 900 件近く収録され、司法保護体制は日々整備されている。
- 「判例」で確立された重要な裁判ルール：273 号判例では、技術者を採用して、独自研究開発の期間よりも明らかに短い期間で関連製品を製造した場合、技術秘密の侵害を推定できることが明確にされた。274 号事件では、販売の申し出によって侵害した場合、実際の販売を前提とせずに損害賠償責任を負うべきであることが明確にされた。275 号判例では、取引条件を主導する「仲介者」が種子販売行為の主導者であることが明確にされた。276 号判例では、化学・生物分野における専利の創造性の判断において、「成功の合理的な予期」は「試行の必要」に基づくことが明確にされた。277 号判例では、図面が実物と極度に一致する場合、技術的比較の根拠にできることが明確にされた。278 号判例では、権利の基礎を欠いた提訴は悪意ある訴訟であることが明確にされた。279 号の判例では、ソフトウェア特有の情報が同一であるか、またはインターフェースが極度に類似している場合、実質的な類似が推定できることや、保全妨害の不利益な結果が明確にされた。

事例

最高院：不誠実な訴訟による権利行使は、否定的な評価を受けるべきである

事件の概要

最高人民法院（以下「最高院」）は、発明専利権侵害に関する上訴人A社と被上訴人B社の紛争事件について最終判決を下した。最高院は、被疑侵害品が本件専利権の保護範囲に含まれないと認定し、信義誠実の原則に違反した専利権者の訴訟行為を明確に非難した。A社は、専利番号201610396363.0、名称「電子犬」の発明専利（以下、「本件専利」）の専利権者である。当該専利の出願日は2016年6月7日、授権公告日は2018年8月17日である。2025年1月16日に、第三者である杭州の科技貿易有限公司に専利権者が変更され、さらには2025年6月25日にA社に変更された。

2025年7月1日、本件専利権を取得してからわずか5日後、A社は浙江省杭州市中級人民法院に訴訟を提起し、B社が製造したロボット犬「Gox」（以下「被疑侵害品」）が本件専利権の保護範囲に含まれると主張し、侵害の停止と経済的損失500元（実際の金額は人民法院の会計検査に基づく）の賠償をB社に命じるよう求めるとともに、侵害で得た利益の3倍から5倍の懲罰的賠償を負担するよう主張した。B社は、被疑侵害品は、本件専利の請求項1で限定された「変色バイオニックファー」、「液位センサ」、「ガスセンサ」などの必須の技術的特徴を欠いており、侵害を構成しないと抗弁した。

一審裁判所は審理の結果、次のような認識を示した。被疑侵害品は、請求項1で限定された「電子犬の外側が変色バイオニックファーで覆われている」という特徴を備えておらず、A社が主張する塗料、持ち手、衣服なども均等物を構成しない。被疑侵害品の足先圧力センサは、足の先の接触状態を感知するために用いられ、地面に水がある場合は動作できない。これは、本件専利の「液位センサ」の、水の溜まり具合を検出して適時に警告を発するための機能とは異なり、両者は均等物を構成しない。被疑侵害品のライダーは環境の三次元感知と障害物のスマート回避のために用いられ、これは、本件専利の「ガスセンサ」の、持ち主の身元を識別するための機能とは異なり、両者は均等物を構成しない。よって一審裁判所は、A社の訴訟請求をすべて棄却する判決を下した（以下「一審判決」）。

A社は一審判決を不服として最高院に上訴し、「電子犬の外側が変色バイオニックファーで覆われている」ことは、必須ではない技術的特徴であり、被疑侵害品の足先圧力センサと「液位センサ」、ライダーと「ガスセンサ」は、それぞれ均等特徴を構成すると主張した。

最高院は二審で、本件二審の争点は、被疑侵害品が本件専利権の保護範囲に含まれるかどうか、および一審裁判所に手続の違法があったかどうかであるとし、次のような認識を示した。

第一の争点について、まず、請求項に記載された技術的特徴はすべて、必須の技術的特徴である。被疑侵害の技術的解決手段が専利権の保護範囲に含まれると認定するには、請求項に記載されたすべての技術的特徴と同一または均等な技術的特徴が、被疑侵害の技術的解決手段に含まれなければならない。「変色バイオニックファー」が必須ではない技術的特徴である

というA社の主張には法的根拠がない。次に、「専利紛争事件の審理における法律適用問題に関する最高人民法院の若干の規定」によれば、均等特徴とは、記載の技術的特徴と基本的に同一の手段により基本的に同一の機能を実現し、基本的に同一の効果を奏し、かつ当業者が被疑侵害行為の発生時に創造的な労力を伴わずに想到可能な特徴を指す。比較すると、被疑侵害品の塗料・塗装、外付けの衣服・小物、持ち手は、「変色バイオニックファー」の技術手法、機能、効果といずれも明らかに異なっている。足先圧力センサは動きの安定性を保障し、水がある環境での動作を明確に警告するために用いられ、これは、水の溜まり具合を監視し、適時警告するための「液位センサ」の機能とは異なる。ライダーは環境の三次元感知と走行中の障害物回避に用いられ、これは、持ち主の身元を識別し、パーソナライズされたフィードバックを実現するための「ガスセンサ」の機能とは異なる。よって、三者はいずれも均等特徴を構成しない。したがって被疑侵害品は、本件専利の請求項1の保護範囲に含まれず、当然ながら従属請求項2～9の保護範囲にも含まれない。

第二の争点について、被疑侵害品は関連の電子商取引プラットフォームにおいて既に公開されて販売されており、A社が主張する「客観的な理由により自力で証拠を収集できない」または「証拠が紛失または将来的に入手困難となる可能性がある」事情は存在せず、一審裁判所が証拠保全または証拠の調査収集を行わなかったことは不当ではない。また、第一審での法廷尋問後にB社が提出した意見書は新たな証拠に関係せず、証拠提出期限の規定は適用されない。同時に、最高院は調査の結果、A社は2025年6月25日に本件専利権を取得したが、実際には専利製品を製造・販売しておらず、経営範囲も本件専利の技術とは明らかに無関係であると指摘した。原告は訴状の中で、B社が権利侵害により数千万元の利益を得たと主張したが、一方では500元の賠償金の訴訟請求のみを主張し、他方では「人民法院の会計検査に基づく」ことを要求した。また、二審審理の前には「先行賠償申請書」を提出し、8000万元の賠償の先行判決を求め、二審審理中には8000万元の賠償を明確に請求し、算定根拠を詳細に説明したが、審理終了後わずか1日で書面により賠償額を再度500元に確定した。A社の上記行為は、入念に計算され、かつ態度が二転三転し、高額な賠償訴訟請求で納めるべき訴訟受理料を逃れると同時に、相手方に余計な訴訟圧力をかけることを意図したものであり、信義誠実の原則に反し、非難されるべきである。

以上の論述を踏まえ、最高院は二審において、A社の上訴請求は成立せず、棄却すべきであると認定した。また、一審判決の事実認定は明確であり、法律を正しく適用しており、これを維持すべきであるとの判断を示した。

二審の事件番号：（2025）最高法知民終756号　判決については*こちらのリンク*を参照されたい。

モデル的な意義

本件判決では、専利権侵害の判定は「全面網羅の原則」を厳格に遵守すべきであり、権利者が主張する「必須ではない技術的特徴」を支持しないことが明確にされた。また、請求項に記載された技術的特徴はすべて必須の技術的特徴であり、被疑侵害の技術的解決手段にいずれかの特徴が欠けている場合、またはいずれかの特徴が同一でも均等でもない場合は、専利権の保護範囲に含まれると認定すべきではないことが強調された。同時に、本件判決は、不誠実な訴訟による権利行使に対する裁判所の否定的な評価を知らしめるものであり、専利権者は訴訟活動において信義誠実の原則を堅持しなければならず、訴訟請求の二転三転により訴訟費用を逃れたり相手方に不当な訴訟圧力をかけたりしてはならないことを明確にした。本判決は、誠実な訴訟秩序の維持と知的財産保護環境の健全化に関し、重要かつ模範的な意義を有する。